

建設関連業務委託（設計、測量等）契約書約款（新旧対照表）

改正前	改正後
<p>(総則)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>2～11 [略]</p> <p>(契約の保証)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(意匠の実施の承諾等)</p> <p>第8条の2 _____ 受託者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い、又は成果物によって表現される構造物若しくは成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、委託者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。</p> <p>2 受託者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>2～11 [略]</p> <p><u>12 受託者が設計共同体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。</u></p> <p>(契約の保証)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p><u>6 一関市財務規則（平成17年一関市規則第51号）の規定により契約保証金を免除する場合には、この条の規定は適用しない。</u></p> <p>(意匠の実施の承諾等)</p> <p>第8条の2 (A) 受託者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い、又は成果物によって表現される構造物若しくは成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、委託者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。</p> <p>2 受託者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p>

3 委託者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

4 受託者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の3から受領済の前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 受託者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の4を越えるときは、受託者は、業務委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第36条の2又は第37条の規定による支払いをしようとするときは、委託者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

6 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに業務委託料を増額した場合において、増額後の業務委託料が減額前の業務委託料以上の額であるときは、受託者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の業務委託料が減額前の業務委託料未満の額であるときは、受託者は、受領済みの前払金の額からその増額後の業務委託料の10分の4の額を差し引いた額を返還しなければならない。

7 委託者は、受託者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（以下「遅延利息の率」という。）の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（部分払）

第36条の2 履行期間が複数年度にわたる契約について、受託者は、業務の完了前に、既に業務を完了した部分（次条の規定により部分引渡しを受けて

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受託者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の3から受領済の前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 受託者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の4を越えるときは、業務委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第36条の2又は第37条の規定による支払いをしようとするときは、委託者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

5 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに業務委託料を増額した場合において、増額後の業務委託料が減額前の業務委託料以上の額であるときは、受託者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の業務委託料が減額前の業務委託料未満の額であるときは、受託者は、受領済みの前払金の額からその増額後の業務委託料の10分の4の額を差し引いた額を返還しなければならない。

6 委託者は、受託者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（以下「遅延利息の率」という。）の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（部分払）

第36条の2 受託者は、業務の完了前に、既に業務を完了した部分（次条の規定により部分引渡しを受けて

いる場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。)に相応する業務委託料相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができるものとする。ただし、この請求は、履行期間中1回(継続費予算における契約については、委託者と受託者が協議して定める回数)とする。

2～7 [略]

(前払金等の不払に対する業務中止)

第39条 受託者は、委託者が第34条、第36条の2又は第37条_____準用される第32条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受託者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

2 [略]

第43条の2 [略]

(解除に伴う措置)

第49条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条(第37条の3において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、委託者は、当該前払金(第37条第1項又は第2項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を_____

前条第3項の規

いる場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。)に相応する業務委託料相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができるものとする。ただし、この請求は、履行期間中1回(継続費予算における契約については、委託者と受託者が協議して定める回数)とする。

2～7 [略]

(前払金等の不払に対する業務中止)

第39条 受託者は、委託者が第34条、第36条の2、第37条第1項若しくは第2項において読み替えて準用される第32条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受託者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

2 [略]

(談合その他の不正行為等に係る委託者の解除権)

第43条の2 [略]

(解除に伴う措置)

第49条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条(第37条の3において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、委託者は、当該前払金(第37条第1項又は第2項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を、第53条第1項の規定により受託者が賠償金を支払わなければならない場合にあっては当該賠償金の額を、それぞれ前条第3項の規

定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受託者は、第 42 条、第 43 条、第 43 条の 2 又は次条第 3 項の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ遅延利息の率の割合で計算した額の利息を付した額を、第 41 条、第 45 条又は第 46 条の規定による解除にあっては、当該余剰額を委託者に返還しなければならない。

3～8 [略]

(契約保証金の還付)

第 53 条 [略]

(保険)

第 54 条 [略]

(紛争の解決)

第 55 条 [略]

(情報通信の技術を利用する方法)

第 56 条 [略]

定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受託者は、第 42 条、第 43 条、第 43 条の 2 又は次条第 3 項の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ遅延利息の率の割合で計算した額の利息を付した額を、第 41 条、第 45 条又は第 46 条の規定による解除にあっては、当該余剰額を委託者に返還しなければならない。

3～8 [略]

(賠償の予約)

第 53 条 受託者は、第 43 条の 2 各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を委託者に対して支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、委託者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

3 受託者が前 2 項の賠償金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、受託者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、遅延利息の率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(契約保証金の還付)

第 54 条 [略]

(保険)

第 55 条 [略]

(紛争の解決)

第 56 条 [略]

(情報通信の技術を利用する方法)

第 57 条 [略]

(契約外の事項)

第 57 条 [略]

(契約外の事項)

第 58 条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。